

豊明市「とよあ券」取扱店舗

参加申込書

「とよあ券取扱店舗 募集要項」を確認の上、申込みます。

<店舗情報>

◆：必須項目 ★商品券システム、ホームページ等に掲載される項目

◆★店舗名 (カナ)	
◆★店舗名	
◆★店舗所在地	〒 ※ポスター・二次元コード・マニュアル等は店舗所在地へ発送します
◆★店舗 TEL	— —
◆★業種	<input type="checkbox"/> 飲食店（飲食料品販売/テイクアウト含む） <input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> ドラッグストア <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア <input type="checkbox"/> 衣料・靴・書籍・文具 <input type="checkbox"/> 家具・インテリア・家電・電気機器 <input type="checkbox"/> その他小売り <input type="checkbox"/> 理容店・美容院・美容全般（エステ） <input type="checkbox"/> 整体・マッサージ・鍼灸 <input type="checkbox"/> その他サービス
◆食料品等の取扱	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
◆事業者区分	<input type="checkbox"/> 小規模事業者 <input type="checkbox"/> 小規模事業者以外
◆事業者名 (会社名、屋号等)	
◆事業者住所	〒
◆事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主
◆代表者名	
◆申込みに関する連絡先	※日中連絡が取れる電話番号を記入してください TEL: — — 担当者氏名：
◆メールアドレス	※参加可否に関する連絡等に使用します
★ホームページ (任意)	URL:
★Instagram (任意)	アカウントID： URL:
◆★営業時間	(例) 月～金 9:00～17:00 土日祝 9:00～19:00 (例2) 平日 昼：11:00～15:00 夜：18:00～21:00
◆★定休日	

<振込口座> 全て記入をお願いします

◆金融機関		銀行・信用金庫・農協 信用組合・労働金庫	
		金融機関コード	
◆支店名	本店 ・ 本店営業部 支店 ・ 出張所	支店コード	
		◆口座番号	
◆口座番号		◆口座種別	普通 ・ 当座
◆口座名義人			
◆口座名義人（カナ）			

※振込口座は事業者名または代表者名義の口座を指定してください

振込口座の確認のため、以下の情報がわかる書類（通帳のコピー等）を添付して提出してください

・銀行名（金融機関コード）・支店名（支店コード）・口座種別（普通）・口座番号・口座名義人カタカナ

※通帳の表紙に全てが記載されているとは限りません

【誓約事項】

▼共通要件

- ・市内に立地する店舗があること。
- ・「とよあ券取扱店舗 募集要項」を遵守すること。
- ・次に該当する事業者でないこと。
 - ①風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うもの
 - ②特定の宗教・政治団体と関わるもの、又は、業務の内容について公序良俗に反する営業を行うもの
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、
又は、豊門市暴力団排除条例（平成24年豊門市条例第24号）に規定する暴力団員等が営む事務所、または店舗
 - ④法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税及び地方消費税、法人事業税（個人事業者にあつては個人事業税）
並びに法人市民税（個人事業者にあつては市民税）を滞納しているもの
 - ⑤貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
 - ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしているもの、
又は、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更正手続開始の申立てをしているもの
 - ⑦労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - ⑧社会問題を起こしている業種、又は、事業者
 - ⑨行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - ⑩その他、本事業の目的に照らして、不適当と市長が判断するもの
- ・商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の取扱いを行わないこと。
- ・商品券を利用できない商品等に対しては、商品券の取扱いを受け付けないこと。
- ・商品券の偽造・悪用・濫用をしないこと。
- ・商品券利用可能期間内は参加店舗として事業に参加すること。
- ・商品券利用額の振込みは当事務局で把握している金額を振込むことに同意すること。
- ・商品券の利用に関し、苦情や紛争が生じ、店舗側の責めに帰すると認められる場合は自ら解決に努めること。
- ・参加申込時に提供いただいた店舗名、営業時間などの店舗情報を本事業の業務において公表することに同意すること。
- ・商品券の取扱いに関し、市から改善要請があった場合は、それに従うこと。

▼紙商品券を取り扱う要件

- ・食料品等を取り扱う店舗であること。

▼デジタル商品券を取り扱う要件

- ・小売業・飲食業・各種サービス業・その他市が適当と認めた業種に属する小規模事業者であること。
- ・店舗面積が1,000㎡以下であること。
- ・愛知県内にある同一名称の店舗が15店舗以下であること。
※チェーン、フランチャイズ等の営業形態は問わない

上記事項を遵守して申込みます

※ご記入いただきました情報は、本事業のみに利用いたします。

募集締切日 令和8年5月12日（火） ※商品券利用開始日（6月1日）から参加したい場合はこの日までに申込みが必要です

最終締切日 令和8年7月21日（火）

（提出方法）事務局へ郵送

（提出先）〒420-0857 静岡市葵区御幸町8-1 JADEビル3階

『とよあ券』事務局 宛

（問合せ）050-5799-2946

添付用紙